

第48回CY法務セミナー

改正債権法における 契約実務

定員に達したため受講受付を終了しました

2020年

3月4日(水)

 15:00~17:00
 (14:30受付開始)

 【会場】 シティユーワ法律事務所ホール
 (東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル9階)

【受講料】 無料

【定員】 70名

*恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、学生の方のお申込みはご遠慮ください。



【セミナー内容】

1. 債権法改正の概要
新債権法による主たる改正点の概説
2. 契約実務への影響と対応策
 - (1) 契約締結時に留意すべき事項
 - (2) 契約締結後、契約管理上留意すべき事項



《スピーカーより》

2020年4月1日に、民法制定以来の大改正である新債権法が施行されます。ご高承のように同改正は債権法の基本構造や時効法制の大変革、それに本格的な約款ルールの初導入等、多岐にわたります。施行日を目前に迎え、改めて新法の留意事項と契約管理の実務的な進め方やチェックポイントを、わかりやすく解説します。

《スピーカープロフィール》

弁護士 保坂 理枝 (ほさかりえ)

当事務所パートナー。一般企業法務及び各種紛争（訴訟を含む）を取り扱う。紛争分野では、不動産関連訴訟や会社関係訴訟等の取り扱いが多く、紛争分野で得た知見に基づく予防法務にも取り組んでいる。一般企業法務では、IT、インターネット、情報通信サービスに関連する法務分野を得意とし、景表法を含む各種表示関連規制のほか、個人情報保護法分野の対応等に豊富な経験を有する。

【お問い合わせ先】

シティユーワ法律事務所 総務部 (CY法務セミナー担当 鈴木由美・新居真佐子)
 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
 TEL: 03-6212-5600 E-Mail: seminar@city-yuwa.com

googlemap

